**〇自己評価結果の公表にかかる届出書(平成31年度実施分)に関する留意事項**

・提出書類については、提出期限**（令和２年３月３１日（火））**までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。

・期日までに提出が無かった場合、**令和２年４月１日より減算**の適用対象となりますのでご注意ください。

・期日までに提出を行わなかった事業所は、自己評価結果の公表を実施したのち、すみやかに届出をしてください。※**減算期間**については、**自己評価結果の公表を実施し、減算の状態が解消されるに至った月まで**となります。（例：令和２年７月１５日に実施の届出があった場合、減算期間は令和２年４月から令和２年７月の４ヶ月間）

・**令和元年５月１日～令和２年３月１日に指定**を受けた事業所については、**指定時から１年の間に標記届出を提出**して下さい。指定時から１年の間に提出が無い場合、減算が適用されます。（例：令和元年５月１日指定で、令和２年４月３０日までに届出をしなかった場合は、令和２年５月１日から減算です。）

・減算となった場合に算定される単位数は、**所定単位数の１００分の８５**です。※当該所定単位数は**各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く）がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の１００分の８５となるものではないことに留意してください。

・なお減算が適用される場合は、**「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」**及び**「障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表」**により**減算の届出**をしていただく必要があります。